別紙

「(仮称）天竜風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する
環境大臣意見

本事業は、JR東日本エネルギー開発株式会社が、静岡県浜松市において、最大で総出力60,000kWの風力発電所を設置するものであり、再生可能エネルギーの導入・普及に資することから、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

浜松市は、環境省の「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業（平成28年度及び平成29年度)」により、「浜松市風力発電ゾーニング計画」（平成31年３月浜松市。以下「ゾーニング計画」という。）等を公表している。本事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の一部には、ゾーニング計画において「Ｂエリア」（立地には課題があり、地元等との調整が必要であるが、課題をクリアできれば、立地が可能となり得るエリア）として示された「No.4」「No.6」「No.7」エリアが存在し、当該エリアにおいては、ゾーニング計画に則して検討しつつ、風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）を適切に設定すること及び環境保全措置を適切に実施することにより、本事業に係る環境の保全について適正な配慮が確保されることが期待される。

一方、想定区域内には、「Ａエリア」（法規制や社会条件等により立地が困難なエリア）として示されたエリアも存在することから､「Ａエリア」ついては選定根拠を確認した上で、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合には、対象事業実施区域等の見直しを行う必要がある。

本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

１．総論

（１）対象事業実施区域の設定

（ア）ゾーニング計画において「Ｂエリア」として示されたエリアについては、引き続き浜松市等と協議を積極的に実施した上で、ゾーニング計画に則して検討しつつ、風力発電設備等の配置等を適切に設定すること及び環境保全措置を適切に実施すること。

（イ）ゾーニング計画における「Ａエリア」については、選定根拠を確認した上で、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合には、対象事業実施区域の見直し、風力発電設備等の配置等の再検討、基数の削減等を含む事業計画の見直しを行うこと。

（２）環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

２．各論

（１）騒音及び風車の影による生活環境への影響

本事業では、風力発電設備の配置の検討に当たり、騒音及び風車の影による生活環境への影響が回避又は十分に低減される離隔距離を確保することとしている。今後の事業計画の検討に当たっては、ゾーニング計画に則して検討しつつ、住居が存在する地域の状況に応じて、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成27年10月環境省）、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年５月環境省）に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を適切に設定すること及び環境保全措置を適切に実施すること。

（２）鳥類に対する影響

事業計画の検討に当たっては、ゾーニング計画に則して検討しつつ、浜松市及び専門家等からの助言を踏まえ、希少猛禽類であるイヌワシ、クマタカのほか、サシバ等の渡り鳥の主要な渡り経路に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

（３）植物及び生態系に対する影響

ゾーニング計画においては、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく土砂流出防備保安林、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）及び文化財に関連する条例に基づき指定された文化財等が「Ａエリア」として示されているほか、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）及び静岡県自然環境保全条例（昭和 48 年静岡県条例第９号）に基づき指定された自然環境保全地域並びに同法に基づく自然環境保全基礎調査の第２回調査（特定植物群落調査）及び第６回・第７回調査（植生調査）等の重要な自然環境について情報が整理されている。

このため、今後の事業計画の検討に当たっては、ゾーニング計画において「Ａエリア」として示された静岡県文化財保護条例（昭和 36 年静岡県条例第 23 号）に基づく天然記念物及び特定植物群落等に選定されている「山住神社のスギ」、静岡県自然環境保全条例に基づく「気田川自然環境保全地域」及び土砂流出防備保安林の直接改変を原則回避すること。

また、自然度の高い植生や希少種等については、ゾーニング計画に則して検討しつつ、現地調査により自然度の高い植生や希少種等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、既存道路及び無立木地等を活用することにより、これらの重要な自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

（４）景観及び人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

ゾーニング計画においては、「浜松市風力発電施設に関するガイドライン」（平成 18 年８月浜松市）に基づき指定された主要な景観資源が「Ａエリア」として示されているほか、主要な眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場について情報が整理されている。想定区域内には、ゾーニング計画において「Ａエリア」として示された浜松市文化財保護条例（昭和 52 年浜松市条例第 28 号）に基づき指定された名勝「竜頭山」、人と自然との触れ合いの活動の場である「竜頭山（天竜の森）」、森林法に基づき指定された

保健保安林等が存在している。

　このため、今後の事業計画の検討に当たっては、「Ａエリア」として示された「竜頭山」及び保健保安林のほか、想定区域内に存在する重要な眺望点及び景観資源並びに人と自然との触れ合いの活動の場の直接改変を原則回避すること。

　また、想定区域の周辺に存在する重要な眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場についても、ゾーニング計画に則して検討しつつ、現地調査により、眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野を考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。その結果を踏まえ、これら重要な眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場から可能な限り離隔距離を確保すること等により、眺望点及び景観資源並びに人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該施設の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係地方公共団体等の意見を踏まえること。